

学校感染症等に係る登校に関する意見書

□大阪府立工芸高等学校 定時制の課程

____年____番 名前_____

この度は本校生徒がお世話になり、お礼申し上げます。

ご多用のところ恐れ入りますが、意見書にご記入いただき生徒へお渡しくさせていただきますようお願いいたします。

■ 発症日 令和____年____月____日

第1種感染症 □() [治癒]

第2種感染症 □インフルエンザ(A型・B型) [発症後(発症の翌日を1日目として)5日経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで]

□新型コロナウイルス感染症 [発症後(発症の翌日を1日目として)5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで]

□麻疹 [解熱後3日経過]

□風しん [発しん消失]

□水痘 [すべての発しんの痂皮化]

□咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]

□流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過し、かつ、全身状態が良好]

□百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]

□結核 [感染のおそれなし]

□髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症のうち、学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの

[症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで]

□流行性角結膜炎

□急性出血性結膜炎

□腸管出血性大腸菌感染症(*) (*)便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

□コレラ

□細菌性赤痢

□腸チフス

□パラチフス

第3種感染症のうち、条件によっては出席停止の措置が考えられるもの [①②は代表例]

[学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長・准校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができる]

□ ① 溶連菌感染症

□ ② 感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)

□ その他 ()

■ いまだ病名の確定には至っていませんが、次のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校は不適切であると判断します。

□血液・粘液を含む便

□この24時間以内に複数回の嘔吐 □原因不明の発しん

□よだれを伴う口内痛・口内炎

□発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

□がんこな咳漱 唾液腺の腫大

■ その他の意見(療養に必要な期間や出席停止期間の指示などがあれば、記載をお願いいたします。)

令和____年____月____日

医療機関名: _____

診察医師(診察した医師に限る): _____